

合算高額療養費の計算例：1

同世帯で、同月に70歳未満の方2人以上が医療機関でそれぞれで21,000円以上の支払いがあった
※区分ウ（標準報酬月額28～50万円）の方

被保険者（70歳未満）



外来受診で窓口で3割負担15,000円を支払い
（総医療費5万円）

21,000円以下なので合算対象外



入院で窓口で3割負担60,000円を支払い
（総医療費20万円）

被扶養者（70歳未満）



外来受診で窓口で3割負担36,000円を支払い
（総医療費12万円）

合算

それぞれ支払った金額を合計
 $60,000円 + 36,000円 = 96,000円...①$

区分ウ（標準報酬月額28～50万円）世帯の負担限度額は
 $80,100円 + ((20万円 + 12万円) - 267,000円) \times 1\% = 80,630円...②$

窓口で払った金額が、世帯の負担限度額を超えているので
 $① - ② = 15,370円$ が合算高額療養費として健保から支払われます

さらに、世帯の負担限度額80,630円から、
合算対象1人につき20,000円×2人分=40,000円を差し引いた
金額→ $80,630円 - (20,000円 \times 合算対象者2人) = 40,630円$
（※40,630円を100円未満切り捨て）が合算高額療養費付加金としてソニー健保から支払われます

※払い戻し時期は、原則、受診の約3ヵ月後です。
※医療機関からの健保組合負担分の医療費の請求書（レセプト）の到着が遅れた場合は、支払いも遅れます。
※原則自動払いで手続きは不要ですが、自治体の公費による医療費助成を受けられる方は自動払いの対象外となります。詳細は「[医療費助成](#)」をご覧ください。

合算高額療養費の計算例：2

同世帯で、同月に70歳以上の方が医療機関受診し、70歳未満の方が21,000円以上の支払いがあった場合
※所得区分ウの世帯で、高齢受給者証（高齢者一般）をお持ちの方

被保険者（70歳未満）



入院で窓口で3割負担450,000円を支払い
（総医療費150万円）



外来受診で窓口で3割負担15,000円を支払い
（総医療費50,000円）

21,000円以下なので合算対象外

合算

被扶養者（70歳以上）

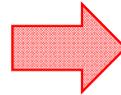
高齢受給者証（高齢者一般）をお持ちの方



外来受診で窓口で2割負担1,600円を支払い
（総医療費8,000円）



外来受診で窓口で2割負担1,200円を支払い
（総医療費6,000円）



世帯でそれぞれ支払った額を合計すると
 $450,000円 + (1,600円 + 1,200円) = 452,800円...①$

所得区分ウ世帯の負担限度額は、
 $80,100円 + ((150,000円 + 8,000円 + 6,000円) - 267,000円) \times 1\% = 92,570円...②$

世帯で支払った額の合計が、世帯の負担限度額を超えているため、
① - ② = 360,230円 が合算高額療養費としてソニー健保から支払われます

さらに、世帯の負担限度額92,570円から
合算対象1人につき20,000円×2人分=40,000円を差し引いた金額
→ $92,570円 - (20,000円 \times 合算対象者2人) = 52,570円$ （※52,570円を100円未満切り捨て）が合算高額療養費付加金としてソニー健保から支払われます

70歳以上の方がいる世帯では、
70歳以上の方が支払った金額全てと、70歳未満の方が21,000円以上支払った分を合算して、合算高額療養費および合算高額療養費付加金を計算します。
（注：70歳以上の方の合計額が21,000円以下であっても合算し、合算対象者の1人としてカウントします）

70歳以上の方はひと月に支払った金額全て合計することができます。
このケースの場合、2医療機関で外来受診し、窓口で支払った合計が2,800円で高齢者一般の外来のみ高額療養費（ひと月18,000円上限）に達せず、付加給付の家族療養費付加金も対象外になりますが、同世帯で同月に70歳未満の方が21,000円以上の支払いがありますので、世帯の合算高額療養費を計算することができます。

合算高額療養費の計算例：3

同世帯で、同月に70歳以上の方が医療機関受診し、70歳未満の方が21,000円以上の支払いがあった場合
 ※高齢受給者証（現役並み3割負担）をお持ちで、所得区分現役並みⅠの方

被保険者（70歳以上）
 高齢受給者証（現役並み3割）をお持ちの方



外来受診で窓口で3割負担2,400円を支払い
 （総医療費8,000円）



外来受診で窓口で3割負担15,000円を支払い
 （総医療費50,000円）



外来受診で窓口で3割負担1,800円を支払い
 （総医療費6,000円）

被扶養者（70歳未満）



入院で窓口で3割負担300,000円を支払い
 （総医療費100万円）

70歳以上の方はひと月に支払った金額全て合計することができます。
 このケースの場合、3医療機関で外来受診し、窓口で支払った合計が19,200円で所得区分現役並みⅠの高額療養費に達せず、付加給付の一部負担還元金も対象外になりますが、同世帯で同月に70歳未満の方が21,000円以上の支払いがありますので、世帯の合算高額療養費を計算することができます。

合算

世帯でそれぞれ支払った額を合計すると
 $(2,400円 + 15,000円 + 1,800円) + 300,000円 = 319,200円...①$

所得区分現役並みⅠの世帯の負担限度額は
 $80,100円 + ((8,000円 + 5万円 + 6,000円 + 100万円) - 267,000円) \times 1\% = 88,070円...②$

世帯で支払った額の合計が、世帯の負担限度額を超えているため、
 $① - ② = 231,130円$ が合算高額療養費としてソニー健保から支払われます

さらに、世帯の負担限度額88,070円から
 合算対象1人につき20,000円×2人分=40,000円を差し引いた金額
 $\rightarrow 88,070円 - (20,000円 \times 合算対象者2人) = 48,070円$ （※48,070円を100円未満切り捨て）が合算高額療養費付加金としてソニー健保から支払われます

70歳以上の方がいる世帯では、70歳以上の方が支払った金額全てと、70歳未満の方が21,000円以上支払った分を合算して、合算高額療養費を計算します。
 （注：70歳以上の方の合計額が21,000円以下であっても合算し、合算対象者の1人としてカウントします）